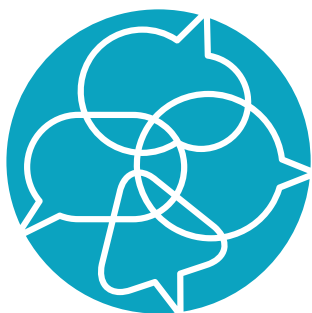




“こうべ”の市民福祉総合計画 2025

March 2021

神戸市



S O C I A L
I N C L U S I O N
K O B E 2 0 2 5

【“social inclusion（ソーシャル・インクルージョン）” 社会的包摂とは？】

だれもが自分らしく生きることができ、孤立することなく一員として包み込まれ、多様なかたちで支えあえる社会を作っていこうという理念です。

そのような皆が共に生きる社会像を、地域共生社会とも呼んでいます。

また、一方的でなく、互いに支えあうということ、

また、だれもが社会の一員としてつながっているということから、

本計画ではソーシャル・インクルージョンを「福祉の輪」と表現しています。

しみんふくしそごうけいかく
“こうべ”の市民福祉総合計画 2025

CONTENTS

第1章 “こうべ”の市民福祉総合計画 2025の策定にあたって	
1. 神戸市民の福祉をまもる条例	3
2. “こうべ”の市民福祉総合計画 2020の取組み	3
3. 市民福祉を取巻く社会情勢の変化	4
第2章 “こうべ”の市民福祉総合計画 2025の概要	
1. “こうべ”の市民福祉総合計画 2025	8
2. 基本理念	10
3. 圏域・活動エリア	11
4. 計画を推進する主体	12
第3章 基本理念を実現するために ～3つの方向性～	
方向性1 「みんなが参加、行動できる人づくり」	14
方向性2 「安心を保障できる仕組みづくり」	17
方向性3 「人と人がつながり支えあう環境づくり」	21
第4章 計画の検証と評価	
1. 計画の進行管理	24
2. 検証・評価のイメージ	25
COLUMN	
1. 市民福祉とSDGs	7
2. 子育て支援における地域とのかかわりについて	13
3. 新しい生活様式における地域福祉活動	16
4. 複雑化・多様化する福祉課題	20
5. 多様な主体の連携	23
6. 地域包括ケアシステム ～3つの方向性の実現～	29
7. 多様化する人権課題	30
資料編	
1. 分野別計画等	32
2. 「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」策定までの取組み	34
3. 市民福祉調査委員会委員名簿	35

CHAP.1

“こうべ”の市民福祉総合計画 2025 の策定にあたって

1. 神戸市民の福祉をまもる条例

神戸市では、1977（昭和52）年に全ての市民に安定した豊かな生活を生涯にわたって保障する目的で、「神戸市民の福祉をまもる条例」（以下「市民福祉条例」）を制定しました。

市民福祉条例では、福祉は行政のみが提供するものではなく、市民・事業者・行政が相互に主体となり、かつ、一体となって取り組むべきものであるという「市民福祉」を基本理念と定めています。

2. “こうべ”の市民福祉総合計画 2020 の取組み

前計画である“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 では、こうした市民福祉条例の考え方にに基づき、行政による福祉サービスの提供をはじめ、市民・事業者らの参画を促進し、連携の強化に努めてきました。地域活動への参画として、ボランティアセンターでは、活動に役立つ情報提供や講座の実施とともに、ボランティア活動をしたい人と助けを借りたい人をつなぎ、市民の参画を促すような取組みを進めています。また、くらし支援窓口では生活困窮者等への支援に取り組むとともに、地域福祉ネットワーク（区社会福祉協議会）らと連携をとりながら、複雑化・多様化する地域の課題解決に向けた取組みを行っています。

一方で、国においても地域共生社会※という理念が打ち出され、また、2020（令和2）年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、包括的な支援体制の構築等が示されるなど、複雑化・多様化する地域課題に対応するため、地域に関わる様々な主体が連携しながら包括的な支援を行うことが求められています。

神戸市においても、こうした国の動向に注視しながら、今後も引き続き関係者との連携を深め、取りこぼしのないよう包括的な支援が求められます。

※地域共生社会：制度・分野の枠や、支える側・支えられる側という従来の関係をこえて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助けあいながらつくっていく地域や社会。

3. 市民福祉を取巻く社会情勢の変化

我が国は、本格的な人口減少、超高齢社会に突入しています。神戸市においても総人口の減少とともに、高齢者人口の増加（生産年齢人口の減少）が見られます。この傾向は今後も続く見られており、2030（令和12）年には約32%が65歳以上の高齢者となる見込みとなっています。

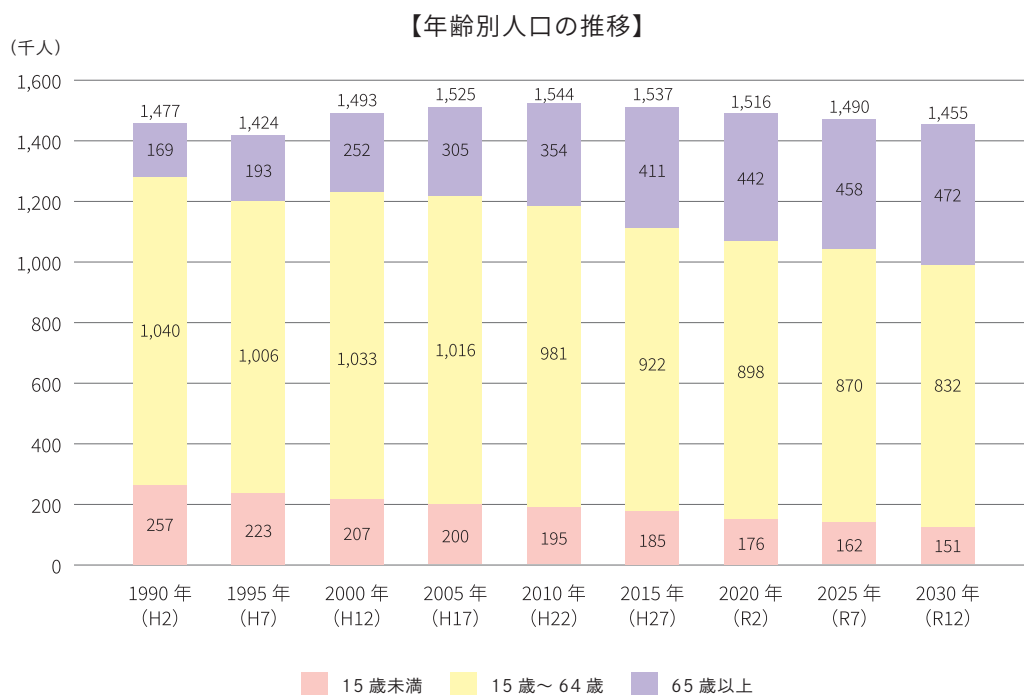
働き方、住まい方の変貌は、家族のあり方や生活様式にも影響を及ぼし、単身世帯、高齢者のみの世帯の増加をもたらしました。人と人とのつながりの構築に困難を生じる場合も増え、無縁社会と呼ばれる状況が生まれるなかで、近隣とのつながりが保てない方や、悩みを打ち明けられずに孤立している方がいます。無縁社会の広がりや、市民の孤立を助長し、セルフネグレクトや孤独死といった課題につながっていく恐れがあります。

また、2019（令和元）年度に実施した市民福祉に関する行動・意識調査によると、約2割の方が現在孤独であると感じており、世帯別では単身世帯がそう感じる割合が高く、幸福度合いも低いことが分かります。

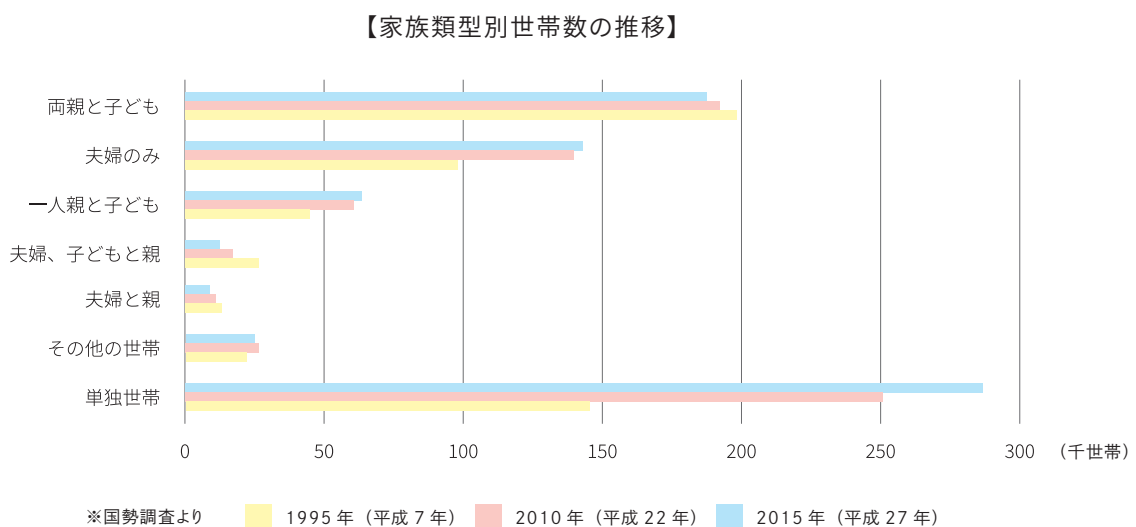
2020（令和2）年に起きた新型コロナウイルス感染症の流行により、市民生活や経済活動が大きな制約を受け、人との接触削減が求められるなど、新たな社会情勢に直面しています。

このような状況の中でも、神戸市では医療産業都市や健康創造都市等の取組みが行われており、元気な高齢者の活躍を後押しできる環境があります。地域に元気な高齢者が増えるということは、地域活動に関わることのできる人口が増えていくともいえます。

地域の中では、様々な取組みが行われ、高齢者だけでなく、若い世代が地域活動の担い手として活躍できるように支援する取組みも始まっております。



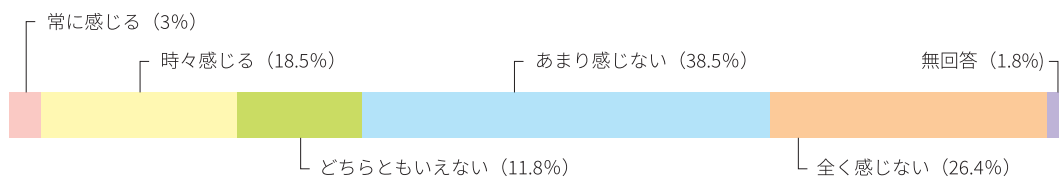
※ 2015年 (H27) までは国勢調査、2020年以降は神戸人口ビジョン [改訂版] より引用
 ※ 2015年 (H27) までの全市人口には年齢不詳を含むため、内訳の合計と一致しない



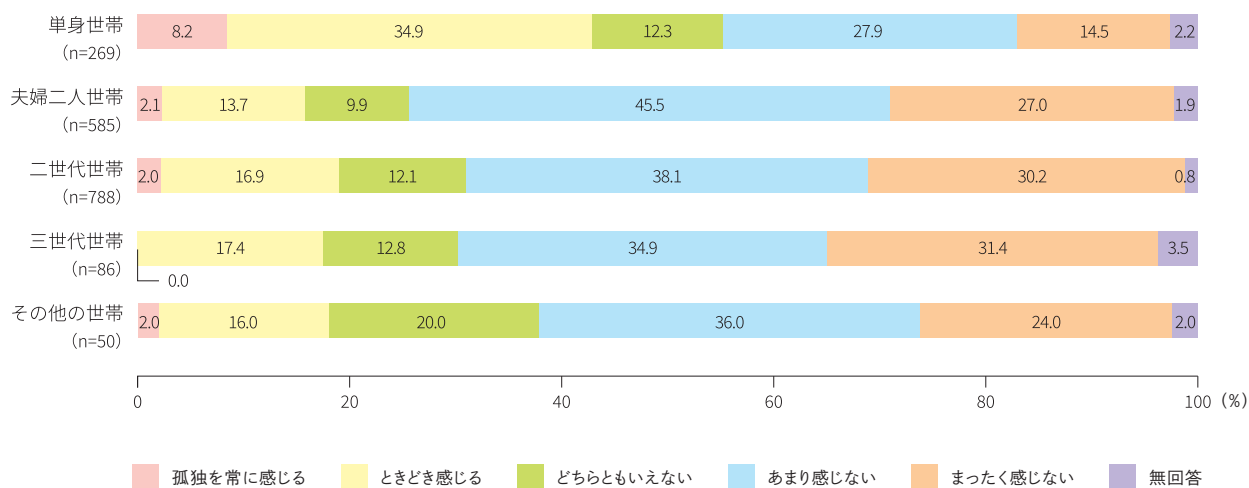
※国勢調査より 1995年 (平成7年) 2010年 (平成22年) 2015年 (平成27年)

市民福祉に関する行動・意識調査結果より ※2019（令和元）年度実施

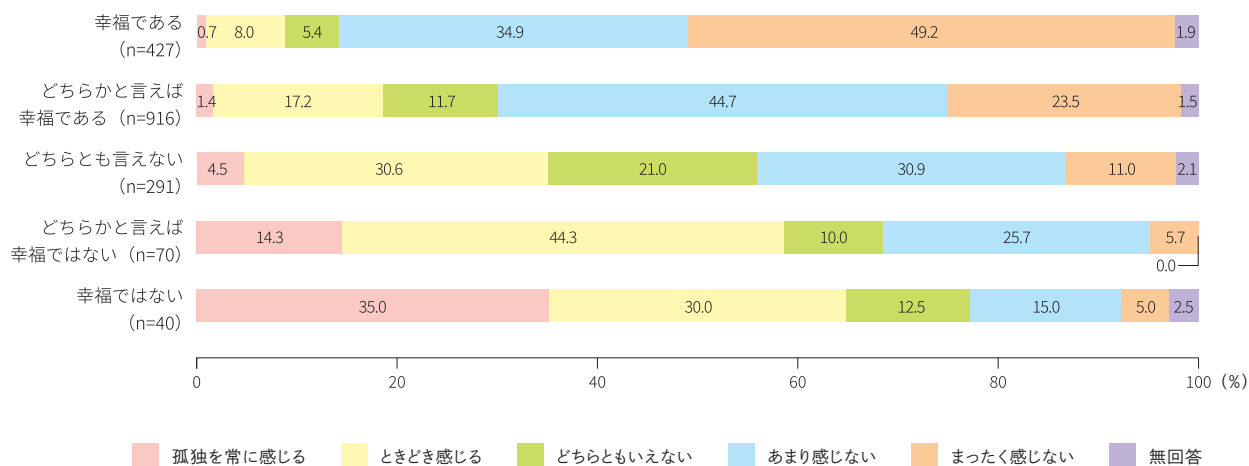
【孤独感について ー孤独であると感じるかー】



【孤独感 X 世帯構成 ー世帯構成別 孤独であると感じるかー】



【孤独感 X 幸福感 ー主観的幸福感別 孤独であると感じるかー】



市民福祉とSDGs 持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals

SDGsという言葉聞いたことはないでしょうか。下記のイラストを目にすることは増えてきていませんか。

SDGsは2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際社会共通の目標です。貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処しながら、誰も置き去りにしないことを確保するための取組みを進めるため、17の目標と169のターゲットが掲げられています。「3すべての人に健康と福祉を」や「5ジェンダーの平等を実現しよう」など福祉に関わる目標も設けられています。

大きなテーマですが、個人での取組みとして「人種や性別をしない」「薬物を乱用しない」といったこともSDGsの達成のために挙げられています。

SDGsに法的な拘束力はありませんが、多くの企業がこの取組みに賛同し、当事者意識を持ちながら、経済活動を展開しています。



CHAP. 2

“こうべ”の市民福祉総合計画 2025 の概要

1. “こうべ”の市民福祉総合計画 2025

市はこれまで、市民福祉条例に基づいて、市民福祉の理念を実現するために、市民福祉総合計画を策定し、市民・事業者・行政の連携と役割分担による先駆的取組みを行ってきました。計画の進捗と社会環境の変化に合わせて見直しを行ってきており、“こうべ”の市民福祉総合計画 2025（以下「本計画」）は、第 12 次の市民福祉総合計画となります。

本計画は市民福祉における総合計画として、各分野における重点施策を総合的に推進していくとともに、市民・事業者・行政が地域福祉の推進を目指し、ともに築き上げていくための計画でもあります。

また、本計画は保健福祉分野の総合計画として、第 5 次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」（目標年次：2025（令和 7）年度）及び「神戸 2025 ビジョン」（目標年次：2025（令和 7）年度）とは相互に連携・補完するものです。

さらに、高齢者保健福祉計画や神戸市障がい者プラン、神戸っ子すこやかプラン等の分野ごとの計画が策定されており、本計画は、これらの市民福祉に関する分野別計画が連携して、市民の課題に対応できるように、分野別計画の理念・目標等を包含するとともに、これらが相互に連携・補完しあう、総合的な計画という意

義があります。

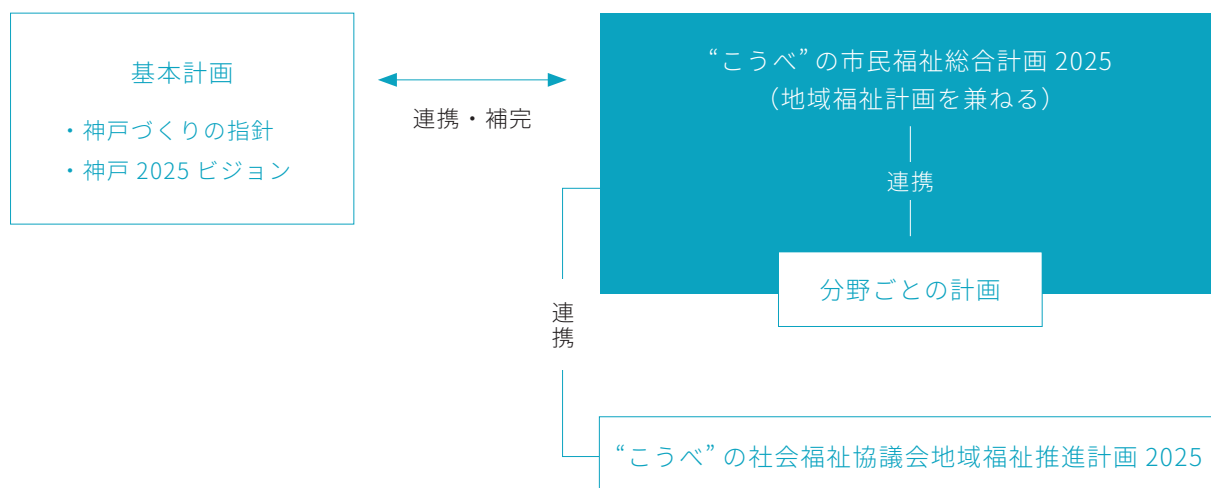
なお、「社会福祉法」は、法律の目的に地域福祉の推進を掲げており、「市民福祉条例」に基づく本計画は、計画の策定と実行を通じて、市民・事業者の主体的参画を図り、安心・信頼できる地域福祉社会の構築を図っていくものであることから、「社会福祉法」に位置づけられる「市町村地域福祉計画」を兼ねています。

○本計画の変遷

昭和				平成
52 - 54	55 - 57	58 - 60	61 - 63	元 - 3
1977-1979	1980-1982	1983-1985	1986-1988	1989-1991
“こうべ”の市民福祉計画		新・“こうべ”の市民福祉計画		
第1次3か年計画	第2次3か年計画	第3次3か年計画	第4次3か年計画	第5次3か年計画

平成					令和	
4 - 8	9 - 13	14 - 18	19 - 22	23 - 27	28 - 2	3 - 7
1992-1996	1997-2001	2002-2006	2007-2010	2011-2015	2016-2020	2021-2025
市民福祉復興プラン（7－9）（1995-1997）	“こうべ”の市民福祉総合計画 2010			“こうべ”の市民福祉総合計画 2015（第10次）	“こうべ”の市民福祉総合計画 2020（第11次）	“こうべ”の市民福祉総合計画 2025（第12次）
“こうべ”の市民福祉総合計画						
前期実施計画（第6次）	後期実施計画（第7次）	当初5か年実施計画（第8次）	後期実施計画（第9次）	（統合）		
			地域福祉計画			

○本計画の位置づけ



2. 基本理念

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」は、その基本理念を次の通り定めます。

誰もが安心して自分らしく暮らせる市民福祉の実現 ～みんなでデザインする福祉の輪～

市民一人ひとりが地域で安全に安心して暮らすことができ、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助けあいながら暮らしていくことができる社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現を目指します。

そのためには、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することが必要です。

さらに、市民、事業者、専門機関、行政が連携をより深め、みんなで福祉の輪を広げていきましょう。

本計画では、市民福祉条例の理念に基づき、全ての市民の「しあわせ」、「生活の質向上」を追求するため、2025（令和7）年度を目標年次とし、前計画に続きソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の実現を目指します。

「市民福祉条例」には、「市民は、サービスを受ける単なる受益者ではなく、自ら能動的に参画・活動していくことで、人々が安心して暮らせる地域づくりが行われる」という「市民福祉」の基本理念が定められています。

また、人口減少が進む中で、人々の地域への意識をどのように高めるのかが問われています。地域活動の継続を図る一方で、地域を支える新たな人材と活動を育てる必要があります。

市民の皆さんが安心して暮らし、また、将来を担う神戸の子どもたちが安心して成長できるよう、市民、事業者、専門機関、行政の連携をより深め、みんなで福祉の輪を広げていきましょう。

そして、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認めあい、支えあうことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会を目指しましょう。

3. 圏域・活動エリア

ソーシャル・インクルージョンの実現のためには、取り組むべき内容ごとに必要かつ効果的な圏域を設定し、それぞれの圏域が重層的につながる仕組みが必要です。

こうした仕組みの下で、地域で孤立しがちな住民を見逃さず、孤立を生まない地域づくりにつなげるとともに、地域福祉活動者と福祉専門職だけでなく、多様な主体が協働するネットワークを広げることが大切です。

また、こうした空間的な分類の他に各種テーマで結びつく圏域もあると考えられます。NPO や活動団体、医療機関や事業所、障害者地域生活支援拠点、子ども家庭センター、ひきこもり支援室等の多くの専門機関があり、このような機関を軸に活動を行うことも必要です。

圏域	考え方・取組み（一例）
近隣	<p>日常的な交流により、支援が必要な人を把握し、見守りや日常の支援を行う圏域。</p> <p>民生委員や主任児童委員による見守り等が行われています。</p>
ふれあいのまちづくりエリア（概ね小学校区）	<p>市民相互で困りごとや希望を伝えあい、ともに助けあい、必要に応じて専門機関に円滑につながるための仕組みを構築していく支えあいの基礎的な圏域。</p> <p>ふれあいのまちづくり協議会が結成され、市民に身近な地域福祉センターをはじめとする、地域に根ざしたふれあいのまちづくり事業が行われています。</p>
日常生活圏域（概ね中学校区）	<p>身近な地域課題を解決するための、専門的な窓口等が整備されている圏域。</p> <p>あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）が設置され、専門的かつ包括的な相談およびマネジメントを行っています。</p> <p>また、地域団体や多職種が連携することにより住み慣れた場所で高齢者が住み続けることができるよう地域包括ケアシステムが構築されています。</p>
区域	<p>個人や地域の複合的な課題を解決する仕組みが整備されている圏域。（支援者・団体間のネットワークづくり、顔の見える関係づくり）</p> <p>区社会福祉協議会は、地域福祉ネットワークや各コーディネーターへ地域の課題が集まり、各専門機関につなげ解決していく仕組みをつくっています。</p> <p>区役所・支所にくらし支援窓口を設置し、複合的な課題を抱える個人や世帯への包括的な相談支援体制を構築しています。</p>
市域	<p>各圏域の特性を考慮しながら、全市的な施策を進める圏域。</p>

4. 計画を推進する主体

地域生活・地域福祉を支える各主体は、その活動や連携の隙間をつくらないこと、役割が偏重することを防ぐこと、そして、そのつながりをさらに強めていくことが必要です。

主体	担うべき役割・あり方
市民	子どもから大人まで全ての市民が、ソーシャル・インクルージョンの実現を意識し、人を思いやり、社会とのつながりを維持・構築していくよう努めます。
地域住民組織	民生委員、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、あるいはふれあいのまちづくり協議会等、地域の住民による諸団体は、コミュニティの絆を深め、参加住民を増やす環境づくりが期待されます。
NPO・ボランティア等	小規模なものから生活協同組合、一般社団法人等大規模な組織までの様々な団体が、地域の中でその専門性を活かし、他の主体と協働して福祉課題に対応していくことが期待されます。
社会福祉法人・社会福祉施設等	豊富な人材や専門的なノウハウを、地域に向けても発揮し、他の主体と協働して地域の中の福祉課題に対応するとともに、地域の中のより身近で開かれた拠点としての役割を担っています。
保健医療機関等	市民の健康及び生命を守るため、利用者本位かつ適切な医療等を提供し、医療と介護の連携をはじめ、行政・地域住民組織等も含めた福祉関係者全体の顔の見える関係づくりといった連携を行います。
地域の企業・事業所	企業の社会的活動（CSR＝企業の社会的責任）として市民福祉・地域福祉活動に参加することが求められます。 また、市民福祉を実現するうえで、労働環境づくりや多様な働き方の推進も含めた雇用の安定及び雇用機会の確保という大きな役割が期待されています。
教育機関等	専門知識・技術を持った人材の育成や、地域における知識拠点・地域の一員として、市民・事業者・行政と協働し、地域主体の生涯学習や防災活動等の取組みを進め、市民の日常生活をより豊かにしていくことが期待されます。
社会福祉協議会	地域福祉の推進を目的とする、地域福祉のネットワークの核となる団体であり、地域福祉活動に関するノウハウ・情報の蓄積とともに、先駆的な福祉事業の企画・提案が期待されています。
行政	地域福祉の推進に向けた仕組みづくりを担う市役所、地域の身近な相談支援機関である区役所や他の公的機関の連携により、行政としての総合力を発揮して幅広いセーフティネット機能を構築し、複雑化する福祉課題への対応やその予防等様々な市民福祉課題に対応していきます。 また、各主体がよりきめ細かな地域福祉活動に参加・参画できるよう、協働して、制度を維持・構築するとともに、必要な支援を行います。

子育て支援における地域とのかかわりについて

神戸市では、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を解消し、子どもの特性、地域の実情を踏まえながら、妊娠・出産期から学齢期において切れ目のない支援を提供することにより、子どものより良い育ちの実現を目指しています。

そのためには、行政だけではなく、社会全体が子ども・子育て支援に対する関心や理解を深めるなど、市民の参画が必要不可欠です。

地域とのかかわりに関する一つの例として、「子どもの居場所づくり」においては、子どもたちに、放課後等に食事や学習、団らん等を通して安心して過ごせる居場所を提供し、地域を主体とした間口の広い取組みを行っています。

地域団体だけでなく、地域子育て支援センター、児童館、大学と連携したひろば、おやこふらっとひろば等の地域における子ども・子育て支援施設も核としつつ、地域が保護者と子どもを支え、地域コミュニティの中で、保護者が保護者同士や地域の人々とのつながりを持てるよう、全ての子育て家庭を地域で支える取組みを引き続き進めていきます。



あさひキッチン（あさひ児童館）

地域の方が提供してくれる野菜を使って家庭的な料理を提供しています。また、地域の方による英語教室や地域の高齢者と一緒に将棋に興じる等第二の家庭のような雰囲気の中で過ごしています。（運営：社会福祉法人報恩感謝会）

CHAP.3

基本理念を実現するために ～3つの方向性～

本計画に掲げる基本理念の実現に向け、3つの方向性に基づき施策を進めていきます。

<方向性1> 「みんなが参加、行動できる人づくり」

地域の課題解決には、市民一人ひとりが個性や力を発揮でき、多様性の理解を広げ、互いに関わりあいを持ち協力していくことが重要です。

福祉サービスが有効に機能するためには、地域の一人ひとりの理解を高め、つながりを広げること、さらに日常生活を維持する取組みに多くの人に参加することが大事です。

○現状・今後の方向性

これまでの社会福祉の分野では、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されてきましたが、昨今、個人や世帯が抱える問題が多様化し、個別性が高いため、これまでのような属性別の専門的支援だけでは対応に苦慮するケースが増えてきています。

また、地域社会の担い手が減少している一方で、地域活動の多くは高齢者が担っている現状があります。高齢人口が増加していることは、潜在的に地域活動に関

わることのできる人口が増えているともいえます。

「市民福祉条例」では、市民はサービスを受ける単なる受益者ではなく、自ら主体的に参画・活動していくことが求められており、ソーシャル・インクルージョンの実現のためには、誰もが主体となって参画していくことが必要といえます。

地域の担い手が減少するなかでも、「つながり」を求める若者は増えており、テーマ型の NPO を通じて地域活動に参加する若者や社会人も増えています。また、地域の中で高齢者の果たす役割が重要になっており、担い手になろうという気持ちが芽生えたときに円滑に参加できるような仕組みが必要です。あわせて、こうした市民の活動が定着するよう、ボランティア・NPO 団体等への支援や幅広い層の人がボランティア活動に関心を持てるような取組みとともに、福祉についての正しい理解を促す教育・意識づくりが必要となります。

社会福祉法人による地域社会への貢献、学校施設を拠点とした地域活動、企業の社会的責任（CSR）の取組み等、様々な主体による参画も広がりつつあり、このような取組みは今後も必要といえます。

○具体的な取組み例

- ・ つどいの場の推進により、地域の方が集まれる場所をつくり、楽しみながら介護予防が継続できるよう支援します。
- ・ ボランティアセンターを運営し、活動に役立つ情報提供や講座の実施、登録ボランティアの紹介等を行い、様々な方法でみなさんのボランティア活動をサポートします。
- ・ NPO 法人に関する専門知識を有している中間支援団体とともに、NPO 法人の設立支援や円滑な法人運営の支援を行います。
- ・ ふれあいのまちづくり協議会への支援を行い、地域住民が主体的に取り組む様々な活動を支援します。

新しい生活様式における地域福祉活動

新型コロナウイルスの感染拡大は、市民の交流や見守り、生きがいづくりを目的に実施されてきた地域福祉活動やボランティア活動にも影響を及ぼし、外出自粛や人との接触削減が求められたことにより休止を余儀なくされました。

こうした活動に支えられてきた方々は社会参加の機会を失くし、閉じこもりがちな生活になってしまうなどの課題が生じています。今後、市民のくらしが新しい生活様式へ移行していくことにあわせて、地域福祉活動等も「Withコロナ」に対応した新たな取組みが求められています。厳しい制約がある中でも、各主体が知恵を絞り、時代に即した取組みを次々に生み出し、実践しています。

例えば、これまで訪問により行っていたひとり暮らし高齢者等への見守り活動では、電話やSNS等を用いて連絡を取り、相手の気持ちに寄り添い、少しでも不安を軽減できるよう工夫しながら活動をされています。また、オンラインでもつながれるように、SNSアプリの使い方を教える取組みも開催されています。お店においても、配慮が必要な方（高齢者、妊産婦等）が安心して買い物ができるように専用の時間帯を設けるといった取組みも行われています。



LINE でつながり作り講座

このように、多くの事業者や市民・NPOが試行錯誤しながらいろいろな取組みをされています。こうした取組みをより有効なものにしていくためには、市民の皆さんの積極的な関わりがととても重要になってきます。大きなことではなく、一人ひとりの取組みが、感染拡大を防止、誰にとっても安心して出かけられる環境づくりの第一歩となります。

<方向性2> 「安心を保障できる仕組みづくり」

市民一人ひとりが個性や力を発揮でき、助けあいながら暮らしていくためには、市民が安全に安心して暮らせることが保障されていなければなりません。

また、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが複雑化・多様化している現状においては、一人ひとりが尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関りを基礎として、自立的な生活を継続していくことを支援していく必要があります。

そのため、行政は、市民の相談を受け止め、市民と支援者がつながり続ける体制をつくるとともに全てのライフステージを支えられる福祉サービスの基盤を整備し、一人ひとりの問題に応じた福祉サービスを提供していくことが求められます。

さらに、少子高齢化等の社会課題や科学技術の進歩等により、生活環境は変化し続けており、これらによって生じる新たな福祉課題に対しても、柔軟に対応していく必要があります。

○現状・今後の方向性

福祉に関連する各サービスについては、支援を必要とする人が確実にサービスを受けられるよう、神戸市障がい者プランや神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画、神戸っ子すこやかプラン等により、それぞれの分野での施設整備など基盤整備を進めてきました。

しかし、少子高齢化や核家族の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化等、地域社会を取り巻く環境の変化の中で、市民の抱える福祉課題も複雑化・多様化しています。2020（令和2）年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、こうした課題に対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備する観点から、高齢者、障がい者、子ども等に関わる包括的な支援体制の構築等が示されました。神戸市においても、関係機関の連携による切れ目のない相談体制と様々な福祉課題に対応できる包括的な支援体制を充実する必要があります。

そして、市民が福祉サービスを利用するために、福祉に関する情報を容易に入手できるようにするとともに、専門機関への相談方法が分からない人、自らは相談に行きたくない人、本人に課題があると理解に至らない人等、社会的に孤立している人の支援を行うために、地域に出向き、情報を集めて状況を把握するといった、支援を行う側が早期に、かつ積極的に接点を見つける努力が求められています。

<多様性（ダイバーシティ）の理解>

少子・超高齢社会を迎えた中で、日常的な地域での支えあいや市民一人ひとりの思いやりにあふれ、急増する高齢者をはじめ、子どもや障がい者、妊産婦、外国人、性的少数者等誰もが暮らしやすいまちづくりが不可欠です。相互に人格と個性を尊重しあいながら多様性（ダイバーシティ）を認めあう社会の実現に向けた取組みが求められています。

<権利擁護・虐待防止>

誰もが安心して生活できる地域生活の確保のためには、成年後見制度等の権利擁護や子ども、高齢者、障がい者の虐待の防止や配偶者からの暴力の防止が必要です。実態を把握し、その防止や早期発見、早期対応を図るため、迅速かつ的確に対応できる体制づくりが求められます。

<居住の安定確保>

あわせて、誰もが安全・安心に住まうことができるよう、また、自分にあった住まい・住まい方を選択できるよう、高齢者等の住宅のバリアフリー化、世帯の特性に応じた住まいの確保、ライフステージに応じた住み替えの支援等が求められます。

生活環境は絶えず変化しており、今後、科学技術の進歩や災害等による変化、また、それぞれの家庭を取り巻く環境も変わってくるのが想定されますが、こうした課題に対しても柔軟に対応していく必要があります。

○具体的な取組み例

- ・ 地域福祉ネットワークカーによる地域の困りごとの相談や関係機関へのつなぎ、そのためのネットワークづくりやくらし支援窓口、ひきこもり支援室等と連携したアウトリーチによる多様な支援を行います。
- ・ 全ての人々が互いの違いを認め、多様性を尊重できるよう、映画会や講演会、啓発冊子の配布等を通じて、正しい知識の習得と差別や偏見をなくすための教育・啓発を実施します。
- ・ 認知症神戸モデルの推進とともに、認知症に対する市民の理解を促進するなど、医療や介護、福祉の連携と地域の力の充実により、認知症の人にやさしいまちづくりを進めます。
- ・ ショートステイの充実等により、在宅介護が困難な場合での対応や一時的にケアを代替することでリフレッシュをしてもらうなど、本人だけでなく、家族に対する支援も進めます。



COLUMN:4 地域福祉ネットワークカーによる相談活動の様子

複雑化・多様化する福祉課題

これまで日本の社会保障は、分野ごとの専門的支援が提供されてきました。その一方で個人や世帯の抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化（社会的孤立、8050問題等）してきています。こうした制度の狭間における問題をかかえる人を取りこぼさないためには、関係機関の連携がこれまで以上に必要になってくると考えられます。

神戸市社会福祉協議会では、2011（平成23）年より各区社会福祉協議会に地域福祉ネットワークを配置し、関係機関との連携強化に向けて関係づくりを進め、アウトリーチによって地域に入りながら課題の掘り起こしを行っています。地域福祉ネットワークだけでなく、生活支援コーディネーターやボランティアコーディネーター等が横断的に連携し、社協の総合力を高め、住民に寄り添いながら、福祉課題の解決に向けて日々取り組んでいます。

また、制度の狭間における問題としてひきこもりの問題があります。様々な要因が絡みあって生じている問題であり、長期化すれば心身の健康に深刻な影響を与え、社会参加が難しくなります。これまでも、前述の地域福祉ネットワークやくらし支援窓口、保健センター等でも相談に応じてはいましたが、ひきこもりに関する市の総合支援拠点として、2020

（令和2）年2月に「神戸市ひきこもり支援室」を開設しました。ひきこもりは個人の責任ではなく、社会的孤立という社会的な課題と捉え、関係者と連携をしながら全市的に総力をあげての取組みを開始しました。相談・支援の最前線として、相談窓口に向くことが難しい相談者に対しては、アウトリーチによる支援を行うなど、拠点型・アウトリーチ型双方の利点を活かしながら本人やそのご家族に寄り添う支援を行っています。

また、人とのつながりが希薄化する中では、本人と支援者がつながり続けることでセーフティネットとして機能すると考えられており、神戸市でも「居場所づくり」に取り組んでいます。例えば、障がい者の居場所づくりとしては地域活動支援センターがあり、市の補助を受けて民間事業者がそれぞれの特徴を活かしながら運営しています。

他にも障がい者に限らず、居場所づくりとして、市民・NPO・企業等が集い、協働でいろいろな取組みを実施したり、地域活動の困りごとへの相談や実践的な対応等ができる拠点施設を設けている例もあります。

<方向性3> 「人と人がつながり支えあう環境づくり」

地域で生活する様々な人が、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクを社会の課題と捉え、また、これまで経験したことのないような、既存の制度だけでは解決できない地域福祉課題に対応するために、市民・事業者・行政といった地域に関わる様々な主体がつながる基盤（福祉プラットフォーム）をもち、お互いに連携を取りながら課題解決へ進んでいける環境が必要です。

○現状・今後の方向性

現在各地域では、ふれあいのまちづくり協議会が地域福祉センターの管理運営や地域の実情に応じた様々な福祉活動を実施したり、民生委員が地域の要支援者の訪問や相談等地域住民が安心して暮らせるような支援を行ったり、地域福祉の推進主体として様々な活動をしています。

既存の制度・枠組みでは解決できない地域福祉課題については、市民・事業者・行政といった多様な主体が話しあいや活動を通じて、取り組んでいく必要があります。

そのためには、区社会福祉協議会をはじめとして生活課題を抱える人やその支援に携わる人等多様な主体がネットワークを構築した上で、地域福祉課題を解決するための新たな仕組みや取組みについて協議する場（福祉プラットフォーム）の設置の広がりが求められます。

さらに複雑化・多様化する地域課題に対応していくためには、区域における多職種・多団体でつながるネットワークの一層の充実が求められています。現在、各区社会福祉協議会に配置されている地域福祉ネットワークは、このネットワークづくりの中心的な役割を期待されており、地域団体や専門機関等との関係づくりや新たな担い手の発掘等、関係者とのネットワークづくりを行ってきました。これまでに構築した既存のネットワークも活かしながら、今後も潜在化するニーズの把握や、様々な相談に対応する支援の仕組みづくりが求められています。

地域課題が複雑化・多様化するなかで、地域で支援を必要とする人を住民同士で見守り支えあう地域づくりを目的とした総合的なコミュニティ支援が求められています。支援を必要とする人を孤独にしないように、また、問題の深刻化を未然に防ぐためにも、身近な居場所が必要であり、一人ひとりが地域の一員であることを意識し、市民・事業者・専門機関・行政がそれぞれの役割を認識しながら、住民同士で見守り支えあえる地域づくりを進めることが必要です。

○具体的な取組み例

- ・地域の実情に応じて、本庁と区役所等が企業、大学、NPO 等様々な力を活用し、地域コミュニティの推進を図ります。
- ・自立支援協議会や地域ケア会議等により、関係者の連携を図ります。
- ・ほっとかへんネットによる社会福祉法人の連携強化による地域支援。
- ・市内福祉施設と連携し、福祉体験学習（ワークキャンプ）を通じて、中学生・高校生の福祉に対する関心や理解を深めます。

多様な主体の連携 ～ほっとかへんネット兵庫～

現在、障がいや高齢、保育、社会的養育等いろいろな分野において多様な福祉サービスが提供されており、多くの市民に利用されています。

一方で、地域社会では少子高齢化や核家族の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化等、地域社会を取り巻く環境の変化の中で、市民の抱える福祉課題も複雑化・多様化しています。こうした地域福祉課題を軽減、解決に導くためには、異業種の施設の専門性を集約し、多様な主体と情報共有や連携をし、「共に考え共に動く」仕組みが必須であり、現在各区において社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）が組織されています。

ほっとかへんネットでは各区の特性に沿った活動を展開しており、ほっとかへんネット兵庫では、全法人が賛同し施設同士がお互い顔の見える近い存在でつながりを強めるために、実務者会は施設を順に回って業務内容を理解することから始まり異業種間の絆を深めています。また、災害時における施設間の共助体制や福祉支援体制の研究を行うとともに、生活困窮や精神的不安等により物があふれた家の片付けと、その後の見守り活動等も行っています。そして、相談活動を最も重要な活動として、各施設における日常的な相談やイベント等における相談デスクの設置といったことも行っています。

施設間のつながりを深め、また、地域福祉ネットワークカーとも協力しながら、誰もが幸せを感じて暮らせる地域づくりのための活動を行っています。



合同研修の様子

CHAP.4

計画の検証と評価

1. 計画の進行管理

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」の実施期間である2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間は、地域資源の結集により、市民の深刻な課題に向きあい、克服できるよう取り組むとともに、次代に展望を見出すため、新しい芽を成長させる取組みを行う重要な期間です。

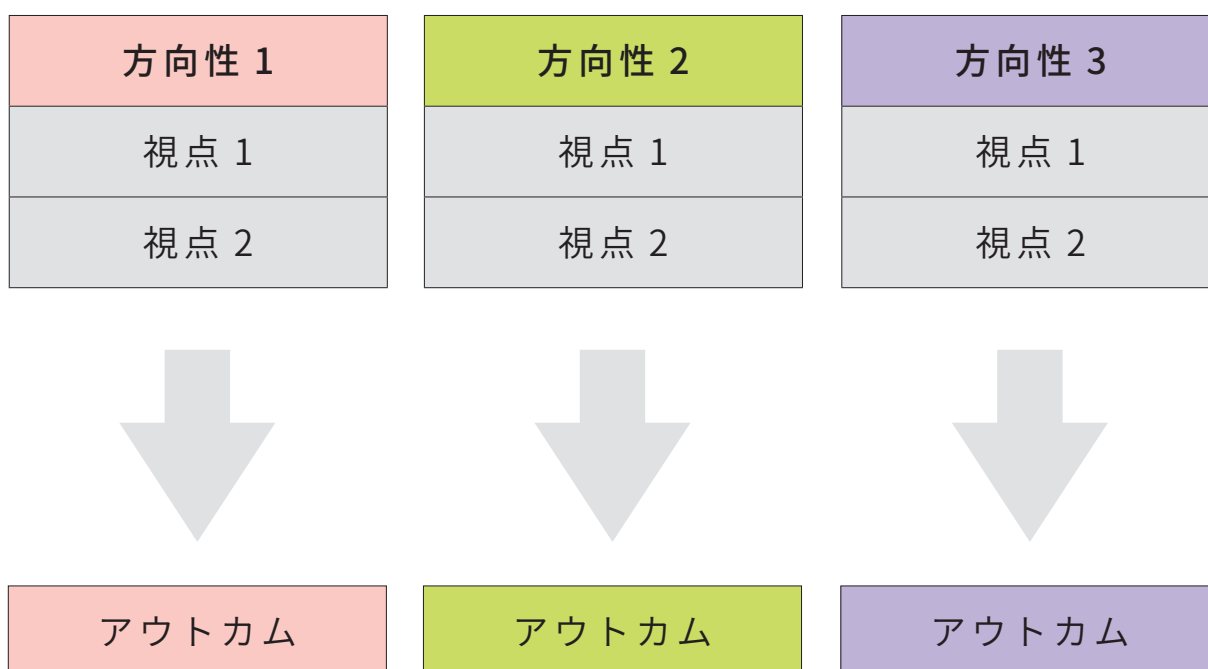
地域課題が複雑化・多様化するなかでも、誰もが安心して自分らしく暮らせるためには、福祉サービスと包括的な支援体制の整備とともに、市民一人ひとりの参加、そして、それら地域に関わる様々な主体がつながる基盤をもち、連携していくことが必要となってきます。そのため、計画の進行管理においては、従来の量的指標だけではなく、市民の意見も取り入れることで、課題の解決や予防・早期発見を目指し、検証を進めていきたいと考えています。

2. 検証・評価のイメージ

検証・評価については、大きく以下のような方向で進めていきます。

- ① 3つの方向性ごとに目標（アウトカム）を想定。
- ② 各方向性の推進（アウトカムの実現）のための視点を整理
- ③ ②に資する事業・取組みの整理と参考指標（アウトプット項目）を整理
- ④ ③の指標や市民の意見をもとにアウトカムを検証
- ⑤ 検証結果より施策の重点化や目標の修正を行う

基本理念



それぞれの方向性ごとのイメージは次の通りです。

方向性 1 みんなが参加、行動できる人づくり
【視点 1】 参加しやすい地域づくり
市民が地域づくりに参加できるように、地域での合意形成を図る仕組みづくりや、市民が参加するための健康づくり等の取組み。 (例)・集まりやすい環境づくり（地域福祉センター、介護予防事業等） ・ボランティア活動の推進
【視点 2】 参加の継続と定着を促進（活動の支援）
市民の活動が継続、定着するような支援。 (例)・地域コミュニティ支援、民生委員活動の支援、NPO 支援



アウトカム
(量的指標) ・各事業の参加者や利用者の人数や活動団体数の増加 (質的指標) ・事業を通じて参加者や利用者の市民福祉が向上する。 ⇒利用者アンケートやヒアリング等により検証

方向性 2 安心を保障できる仕組みづくり

【視点 1】 各分野施策を横断する包括的な支援体制の整備

福祉サービスを安定して提供するとともに、各サービスや相談窓口についての情報を簡単に入手できる仕組みづくりおよび複雑化・多様化する福祉課題への対応。

- (例)・介護サービスの提供、障害福祉サービスの提供、子育て環境の確保
- ・福祉情報の提供
 - ・包括的な相談体制、ひきこもり支援室
 - ・貧困の世代間連鎖の防止（生活保護、生活困窮者自立支援、ひとり親支援等） ・就労支援

【視点 2】 その人らしい暮らしの実現への取組み

孤立していたり、生きづらさを感じたりしている人や世帯の暮らしやすさの向上。
新たな福祉課題への対応。

- (例)・居場所づくり
- ・ダイバーシティの理解
 - ・権利擁護、障がい者虐待防止
 - ・認知症対策の推進
 - ・暮らしやすい住環境



アウトカム

(量的指標)

- ・制度や窓口の認知度上昇

(質的指標)

- ・サービスの受け手となる市民が、支援を受けたことにより、孤独感、不安感が減少する。
- ・これまで孤立していた市民が相談窓口につながり、適切なサービス利用につながる。
⇒ネットワークや相談員等からのヒアリング、事例提出等により検証。

方向性 3

人と人がつながり支えあう環境づくり

【視点 1】 地域活動主体の連携を強化する取組み

市民・事業者・行政の連携の強化。

(例)・ほっとかへんネット、地域福祉ネットワーク（コミュニティソーシャルワーカー）

- ・ 自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会、地域ケア会議
- ・ 要援護者支援
- ・ 地域コミュニティとの連携（行政や専門職との連携）

【視点 2】 地域共生社会の実現（啓発）

地域共生社会の実現に向け、市民一人ひとりが地域の一員であることを意識できるよう啓発等を行う。

(例)・人権啓発 ・UD の普及、啓発

- ・ 地域で子どもを育む意識の向上



アウトカム

(量的指標)

- ・ 各事業の参加者や利用者の人数、活動団体数の増加

(質的指標)

- ・ 事業を通じて参加者や利用者の市民福祉が向上する。
⇒利用者アンケートやヒアリング等により検証

地域包括ケアシステム ～3つの方向性の実現～

地域包括ケアシステムとは、高齢者が、住み慣れた地域でなじみの人とのつながりを大切にしながら安心して生活を続け、ニーズに応じた住宅に居住することを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保し、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制のこととされています。

地域包括ケアシステムの実現のためには、介護が必要な状況となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、多様な担い手による日常生活を支援する仕組みづくりや、高齢者自身が介護予防（健康づくり）に取り組むことが重要です。また、生活支援・介護予防に加え、住まいを中心に、介護・医療が一体的に提供される体制づくりを地域の実情に応じてつくっていく必要があります。

- 〈地域包括ケアシステムの実現に向けたポイント〉
- 医療・介護、行政の関係者が連携・協力していくこと
 - 市民や関係者が地域に関心を持つこと
 - 市民一人ひとりが家族や地域の中で役割を持つこと
 - ご近所で生活する人々とながら、互いに見守りあう

こと

○地域のみんなで介護予防に取り組むこと

↓高齢者が活躍し、みんなで支えあう地域づくり

神戸市では、高齢者が安全・安心な生活を続けることができるよう、地域の多様な機関、事業者、NPO等との連携により、あんしんすこやかセンターが総合相談窓口としての機能を発揮するとともに、日常生活を支援する仕組みづくりや介護予防に取り組むため、介護保険法の改正にあわせて、2017（平成29）年4月より「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まりました。支援が必要な方に向けた訪問型・通所型サービスや、地域での介護予防・生きがいづくりの場の提供に加えて、*フレイル予防の取組みも進めています。

さらに、医療介護サポートセンターをはじめとする医療介護連携の取組みの推進により、切れ目のない在宅医療・介護提供体制を構築していくことで、神戸市の「地域包括ケアシステム」の実現を目指しています。

*「フレイル」とは、病気ではないけれど、年齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態のことです。フレイルであることに早めに気付いて、適切な対策を取れば、元の状態に戻ることもできます。

多様化する人権課題

人権が尊重される社会を実現するためには、市民一人ひとりが、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、相互に尊重しあい、その共存を図っていくことが重要です。

性別・身体的能力や特徴、年齢、国籍、価値観や生き方等、人には様々な違いがあります。全ての人が、互いにそれぞれの違いを認め、多様性（ダイバーシティ）を尊重しあうことは、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きる権利といえます。

近年では性の多様性についての報道も耳にする機会が増えってきました。性については多様なあり方があり、^{※1} LGBT Qという言い方で知られるようになってきましたが、^{※2} SOGIE（ソジー）という性の多様性を表す言葉もあります。

日本では男女の性区分と異性愛を前提とする社会のなかで、それに該当しない人達は、差別や偏見の対象となることをおそれ、周囲に自分の性のあり方を知らせられなかったり、多数者の性のあり方のみを前提とした価値観を押し付けられたりして苦しんできました。

性別や性的指向に関わらず、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重されるよう、性の多様性についての正しい知識と差別や偏見をなくすための教育・啓発を実施し

ていきます。

また、神戸市に居住する、多様な民族文化に彩られた外国人の存在は、神戸市の国際性を示すひとつの象徴ともいえます。多くの分野でグローバル化、ボーダーレス化が進むなかで、国籍や民族の違いを問わず、全ての人がお互いの違いを認めあう「多文化共生社会」の実現が求められています。神戸市では、その実現にむけて「神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例」を制定しました（2019（令和元）年度）。今後この条例に沿った施策を進めていきます。

さらに、日本固有の問題として歴史制度に起因する同和問題があります。2016（平成28）年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立するなど、部落差別の解消に向けたさらなる推進が求められています。神戸市でもこれまで積み上げられてきた成果を踏まえて同和問題への理解を深め、差別意識を解消するための教育・啓発に取り組んでいきます。

※1 LGBTQ…L: lesbian(女性同性愛者)、G: gay(男性同性愛者)、B: bisexual(両性愛者)、T: transgender(「からだの性」と「こころの性」が一致せず、からだの性と異なる性別を生きようとする人)、Q: Questioning(自身の性を明確に定義していない人)

※2 SOGIE…SO: sexual orientation(性的指向)、GI: gender identity(性自認)、E: expression(性表現)

資料編

1. 分野別計画等

神戸市では、神戸市高齢者保健福祉計画や神戸市障がい者プラン、神戸っ子すこやかプラン等の分野ごとの計画が策定されており、「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」は、市民福祉の総合的視点からこれらの市民福祉に関する分野別計画と相互に連携・補完しあい、課題解決に向けて隙間をつくらぬよう対応していきます。さらに、個々の事業とも連携を図るとともに、地域福祉の視点から市民や事業者の主体的参加により、地域福祉を推進していきたいと考えています。

計画・概要
<p>第8期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画（2021～2023年度）</p> <p>「老人福祉法」に基づく、高齢者への福祉サービス全般にわたる供給体制の確保に関する計画（高齢者保健福祉計画）および「介護保険法」に基づく、介護保険給付の対象となるサービス種類ごとの量の見込み、当該見込量の確保のための方策等を定める計画（介護保険事業計画）を、一体的に策定したもの</p>
<p>神戸市障がい者プラン（2021～2026年度）</p> <p>「障害者基本法」に基づく、障がいのある人の基本的な施策に関する計画（障がい者保健福祉計画）（2021～2026）および「障害者総合支援法」に基づく、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等に関する計画（障がい福祉計画）（2021～2023）ならびに「児童福祉法」に基づく、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等に関する計画（障がい児福祉計画）（2021～2023）を一体的に策定したもの</p>
<p>神戸っ子すこやかプラン 2024（2020～2024年度）</p> <p>「次世代育成支援対策推進法」および「子ども・子育て支援法」に基づく、子どもの健やかな育ちと子育て支援を推進する総合的な計画として策定したもの</p>
<p>神戸市男女共同参画計画（2021～2025年度）</p> <p>「男女共同参画社会基本法」および「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」に基づく、男女共同参画社会の実現を目指す計画（男女共同参画計画）として策定したもの</p>
<p>第3期神戸市教育振興基本計画～明日につなげる新・こうべ教育プラン～（2020～2023年度）</p> <p>「教育基本法」に基づく、地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的計画として策定したもの</p>
<p>第2期神戸いのち大切プラン（2017～2022年度）</p> <p>「自殺対策基本法」に基づく、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策を推進するための計画（自殺対策計画）として策定したもの</p>
<p>“こうべ”の社会福祉協議会地域福祉推進計画 2025（2021～2025年度）</p> <p>「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」と連携・調和を図り、地域福祉を推進することで神戸市民が住み慣れた地域でいきいきとすこやかに暮らしていくことを目的とした神戸市社会福祉協議会活動計画および各区社会福祉協議会の活動指針として策定したもの</p>

人権教育・啓発についての基本方針

SDGs（持続可能な開発目標）2030 前文に掲げられている「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」という理念は、人権尊重の精神そのものであり、神戸市も全ての施策の基礎に人権尊重の考え方をおき、異なる価値観、文化をお互いに認めあい、理解しあう「人間尊重のまち」を目指していきます。基本的には以下の方針で進めていきます。

人権教育

人権尊重の理念について基礎的な知識を体得し、人権が持つ価値や重要性を共感的に受け止めるような感性を培い、自分や他者の人権を守る態度や行動力の育成を目的とします。

学校教育の中では、自己実現の力の育成、共生の態度の育成、偏見や差別の解消、人権感覚豊かな学習環境の創造を目標に、人権の意義やその重要性を理解し、日常生活の中で人権を尊重する意識がその態度や行動として表れる人権感覚の習得を目指して教育活動の充実を図ります。

また、市民・事業者・行政が連携を進め、多様な学習機会や場を提供し、市民の人権学習の機会を充実させていくとともに、人権尊重の意識が育まれる環境づくりを推進します。

人権啓発

「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」ためには、一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する理解を深めることを目的として広報その他の啓発活動を行っていく必要があります。女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、感染症患者、難病患者、犯罪被害者、性的少数者、ホームレス、拉致被害者等様々な人権課題があり、神戸市全体として人権を守るための啓発や取組みを進めています。

人権相談

人権問題は、誰もが思いがけず自分に関わる問題となる可能性があります。そのため日頃から人権救済制度や相談機関についての情報を周知していきます。

また、必要に応じて他の適切な機関につなぐ、複数の機関が連携して対応するなど、様々な機関と連携し、途切れのない支援を行うよう努めます。

2. 「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」策定までの取組み

	本会	計画策定 ・ 検証会議	ワーキング グループ (WG)	内容・関係の取組み
2019 (令和元)年 10月		キックオフ (10/17)		・計画策定の方向性について
11月				・「市民福祉に関する行動・意識調査」の実施
12月	令和元年度 第1回 (12/26)			・計画の方針やWGの設置について
2020 (令和2)年 2月			第1回 (2/6)	・WGの内容・進め方や次期計画策定に向けて
3月			第2回 (3/6)	・市民アンケート結果報告・分析 ・基本理念・基本方策(案)意見出し
5月			第3回 (5/25)	・関連施策説明(児童福祉施策、認知症神戸モデル) ・骨子(基本理念・基本方策)意見出し
6月		第1回 (6/12)		・WG進捗報告・意見聴取 ・「“こうべ”の市民福祉総合計画2020」総合評価
			第4回 (6/22)	・関連施策説明(高齢福祉/介護施策、障がい福祉施策) ・骨子(基本理念・基本方策・検証評価方法)意見出し
7月			第5回 (7/27)	・関連施策説明(生活困窮者自立支援事業、社会貢献支援事業) ・骨子(基本理念・基本方策・検証評価方法)意見出し
8月		第2回 (8/31)		・計画(素案)意見聴取
9月			第6回 (9/29)	・関係施策説明(地域福祉ネットワーク事業) ・計画(素案)意見聴取
11月	令和2年度 第1回 (11/6)			・計画(素案)の報告・審議
12月～ 2021 (令和3)年 1月				・市民意見募集(パブリックコメント)実施 (募集期間 12月11日から1月15日)
3月				・計画策定

3. 市民福祉調査委員会名簿^{※1}

◇市民福祉調査委員会

氏 名 職 名 (敬称略・五十音順／◎委員長 ○副委員長)

【学識経験者】

植 戸 貴 子	神戸女子大学健康福祉学部教授
大 串 幹	兵庫県立総合リハビリテーションセンター診療部長兼リハビリテーション科部長
○大 和 三 重	関西学院大学人間福祉学部教授
置 塩 隆	神戸市医師会会長
奥 村 比左人	神戸労働者福祉協議会副会長
小野セレストア摩耶	滋慶医療科学大学院大学准教授
柏 木 登 起	特定非営利活動法人シミズシーズ代表理事
黒 川 恭 眞	神戸市社会福祉協議会施設部会部会長 (神戸市私立保育園連盟理事長)
佐々木 利 雄	神戸市自治会連絡協議会事務局長
高 木 佐和子	兵庫県弁護士会弁護士
高 田 哲	神戸大学名誉教授・神戸市総合療育センター診療担当部長
玉 田 はる代	神戸市婦人団体協議会会長
辻 幸 志	特定非営利活動法人こうベユースネット理事長
中 川 寿 子	生活協同組合コープこうべ常勤理事
成 田 康 子	兵庫県看護協会会長
西 垣 千 春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授
橋 本 好 昭	神戸市民生委員児童委員協議会理事長
服 部 祥 子	大阪人間科学大学名誉教授
松 井 年 孝	神戸市社会福祉協議会施設部会副部会長 (神戸市老人福祉施設連盟理事長)
松 岡 健	株式会社神戸新聞社論説委員
松 端 信 茂	神戸市知的障害者施設連盟会長
◎松 原 一 郎	神戸市社会福祉協議会市民福祉大学学長
三 宅 雅 也	神戸商工会議所総務部長
(桜 間 裕 章) ^{※2}	株式会社神戸新聞社常勤監査役
(関 口 幸 明) ^{※2}	神戸商工会議所理事・総務部長

【市会議員】

大 野 陽 平	市会議員
外 海 開 三	市会議員
高 橋 ひでのり	市会議員
たなびき 剛	市会議員
徳 山 敏 子	市会議員
山 本 じゅんじ	市会議員
(大 井 としひろ) ^{※2}	市会議員
(岡 村 正 之) ^{※2}	市会議員
(さとう まちこ) ^{※2}	市会議員
(軒 原 順 子) ^{※2}	市会議員
(林 まさひと) ^{※2}	市会議員

◇市民福祉調査委員会計画策定・検証会議

氏名	役職名(敬称略・五十音順/◎会長)
上村敏之	関西学院大学経済学部教授
金子良史	兵庫区ほっとかへんネット代表
竹内友章	東海大学健康学部助教
玉置和美	神戸市社会福祉協議会地域支援部地域福祉課課長
中川寿子	生活協同組合コープこうべ常勤理事
中村順子	特定非営利活動法人コミュニティー・サポートセンター神戸理事長
中村祐介	株式会社あらたか代表取締役社長
◎西垣千春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授
長谷川和子	つつじが丘ふれあいのまちづくり協議会委員長
吉岡洋子	大阪大学大学院人間科学研究科特任准教授

◇市民福祉調査委員会計画策定・検証会議ワーキンググループ

氏名	役職名(敬称略・五十音順/◎座長)
岸田耕二	社会福祉法人すいせい理事長
竹内友章	東海大学健康学部助教
富永貴之	市民委員(神戸市ネットモニター) ^{※3}
◎西垣千春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授
松浦綾子	市民委員(神戸市ネットモニター) ^{※3}
吉岡洋子	大阪大学大学院人間科学研究科特任准教授

※1名簿は、2021(令和3)年1月29日時点

※2()内は、前任者(2019(令和元)年12月26日時点)

※3市民委員は、第4回・第5回ワーキンググループに参加



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization



City of Design
KOBE 

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008

- “こうべ”の市民福祉総合計画 2025 令和3年3月発行
- 発行：神戸市
- 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話(078)322-5198
- 神戸市広報印刷物登録 2020(令和2)年度第350号(広報印刷物規格A-6類)
- ※本計画に掲載している写真の転載を禁じます

みんなでデザインする福祉の輪

S O C I A L

I N C L U S I O N

K O B E 2 0 2 5